

9.1 大気質に係る環境影響評価の結果の概要 (その2)

	計画検討に当たり講じた 環境保全配慮・ 環境保全措置	予測結果	評価結果	環境保全措置	事後調査及び環境監視						
土地又は 工作物の 存在及び 供用		<p>◎二酸化窒素、浮遊粒子状物質</p> <p>○航空機の運航</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化窒素 (年平均値) 各予測地点における二酸化窒素の寄与濃度は0.00011～0.00013ppmであり、寄与濃度にバックグラウンド濃度を加えた濃度は0.00111～0.00113ppmと予測される。</li> <li>・浮遊粒子状物質 (年平均値) 各予測地点における浮遊粒子状物質の寄与濃度は0.00001～0.00003mg/m<sup>3</sup>であり、寄与濃度にバックグラウンド濃度を加えた濃度は0.02401～0.02403mg/m<sup>3</sup>と予測される。</li> </ul> <p>○飛行場の施設の供用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化窒素 (年平均値) 二酸化窒素の寄与濃度は0.00062～0.00129ppmであり、寄与濃度にバックグラウンド濃度を加えた濃度は0.00172～0.00239ppmと予測される。</li> <li>・浮遊粒子状物質 (年平均値) 浮遊粒子状物質の寄与濃度は0.00007～0.00014mg/m<sup>3</sup>であり、寄与濃度にバックグラウンド濃度を加えた濃度は0.02409～0.02415mg/m<sup>3</sup>と予測される。</li> </ul>	<p>◎環境影響の回避・低減の検討</p> <p>航空機の運航、飛行場の施設の供用に伴い発生する二酸化窒素、浮遊粒子状物質の寄与濃度は極めて小さく、環境基準を大きく下回っていることを考慮すると、事業実施区域周辺に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境影響は、回避され、又は低減されているものと評価した。</p> <p>◎国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価</p> <p>二酸化窒素は「二酸化窒素に係る環境基準について」、浮遊粒子状物質は「大気汚染に係る環境基準について」に定める環境基準を環境保全の基準又は目標とする。</p> <table border="1" data-bbox="1003 386 1608 521"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>環境保全の基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○二酸化窒素、浮遊粒子状物質</p> <p>環境基準による二酸化窒素の長期的評価は日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質の長期的評価は日平均値の2%除外値を用いて行われる。予測結果は年平均値であることから、予測結果を環境保全の基準又は目標と比較できるように、年平均値から日平均値の年間98%値、2%除外値への変換式を求めて、日平均値を算出した。</p> <p>航空機の運航に伴い発生する二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.00492～0.00496ppmとなっており、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.01510～0.01511mg/m<sup>3</sup>と予測される。</p> <p>したがって、二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境保全の基準又は目標を満足していることから、環境保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価した。</p> <p>飛行場の施設の供用により、空港利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.01090～0.01278ppmとなっており、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.05639～0.05658mg/m<sup>3</sup>と予測される。</p> <p>したがって、二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境保全の基準又は目標を満足していることから、環境保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価した。</p>	予測項目	環境保全の基準又は目標	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<p>環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないと判断した。</p>	<p>環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないと判断した。</p>
予測項目	環境保全の基準又は目標										
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。										
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。										